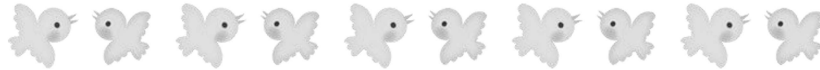


目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
社会福祉法人和順会のあゆみ・・・・・・・・	1
1. 運営主体・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 和順こども園の理念と特徴（運営方針）	3
4. 開園時間・保育教育時間・・・・・・・・	4
5. 利用定員・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6. 職員体制・嘱託医等・・・・・・・・	6
7. 入園及び退園の取り扱い・・・・・・・・	7
8. 和順こども園での教育・保育内容	8
9. 1日の生活プログラム・・・・・・・・	10
10. 年間の行事予定・・・・・・・・	11
11. 給食・・・・・・・・・・・・・・・・	12
12. フッ化物洗口について・・・・・・・・	12
13. 保護者の負担について・・・・・・・・	13
14. 園での健康診断・・・・・・・・	15
15. 連絡してほしいこと・・・・・・・・	15
16. 登園時・降園時の心得・・・・・・・・	16
17. 服装について・・・・・・・・	17
18. こども園での事故・・・・・・・・	18
19. こども園での与薬について・・・・・・・・	18
20. 危機管理、非常災害時の対応について	20
21. 保健・衛生・・・・・・・・	23
感染疾病表・・・・・・・・	24
22. 園や保育教諭に疑問や要望があるとき	26
23. 個人情報保護の方針・・・・・・・・	26
24. 子育て支援について・・・・・・・・	28
与薬依頼及び承諾書・・・・・・・・	29
与薬申込書（短期・長期）	31

はじめに



和順こども園は、「認定こども園法」第2条第7項および第9条に基づいて、教育・保育を一体的に行い、子どもたちが良い環境の中で心身ともに健やかに育成されるように努め、保護者に対する子育て支援を行うことを目的としています。つまり、大切なお子さまのために、保育者が保護者に代わって保育するところです。子どもは、自分の考えや、感じたことを十分に伝えることができません。こども園と保護者は十分に打ち合わせを行い、連絡を密にしないと、大切な乳幼児期的人格形成に悪影響を及ぼすことがあります。すくすく丈夫に育つよう、こども園との連絡には、努力を惜しまないようにしましょう。また、子育てをする上での、保護者の悩みや相談にも応じます。

和順こども園は、お子さまの成長のために精一杯努力してまいります。

社会福祉法人和順会のあゆみ



○昭和11年（1936年）正業寺第19世渡部真戒上人（故人）が、農繁期託児所を開設し、久里浜地域の百数十人の子どもたちが通所していました。数年間運営後、さきの大戦により、やむなく閉所しました。

○昭和45年（1970年）に正業寺第20世渡部将賢上人（故人）は、当時、核家族化、女性の社会進出などにより、子どもを家庭で育てることが困難になる状況を見て、定員60名の和順保育園を開園しました。

○平成22年4月1日に、待機児童の増加、園舎の老朽化にともない、現園舎を完成し、定員も60名から90名となりました。

○令和2年4月1日より、待機児童解消のため分園舎を新築し開園しました。

定員は、0歳児10名、1歳児20名、2歳児20名の計50名となりました。それに伴い、本園は3歳児23名・4歳児23名・5歳児24名 合計70名の幼児棟となり、分園と本園を合わせて定員が120名となりました。

○令和3年4月1日より幼保連携型認定こども園となり、「幼保連携型認定こども園 和順こども園」へと名称を変えました。新たに3歳児3名、4歳児3名、5歳児3名の計9名の1号認定こどもの枠を設け、本園定員は79名となり、本園と分園を合わせて定員が129名となりました。

和順こども園は、お寺の境内にあることで、小さい頃から宗教的な情操教育が身につきます。心豊かな人間として成長していただけるよう日々教育・保育に取り組んでいます。

1. 運営主体



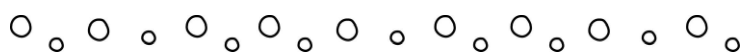
社会福祉法人 和順会 昭和45年8月31日 認可

理事長 渡部 俊賢

所在地 横須賀市久里浜2-19-14 電話 046-835-6556



2. 施設の概要



和順こども園（本園）

昭和45年4月1日（開園時 和順保育園）

園長 渡部 俊賢

所在地 横須賀市久里浜2-19-14

電話 046-835-6556

FAX 046-834-9078

園舎 鉄骨造3階建 建築面積269.46㎡、延床面積714.12㎡

竣工 平成22年3月

和順こども園分園（分園）

令和2年4月1日（開園時 和順保育園分園）

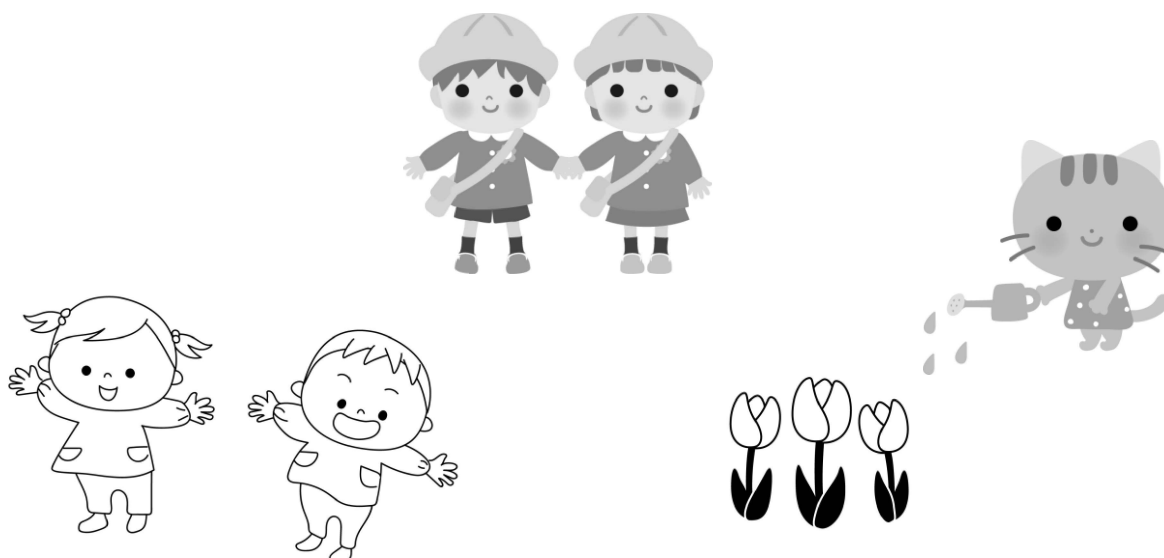
所在地 横須賀市久里浜2-18-1

電話 046-845-9520

FAX 046-845-9504

園舎 鉄骨造2階建 建築面積 231.03㎡、延床面積409.40㎡

竣工 令和2年3月



3. 和順こども園の理念と特徴(運営方針)

保育理念(事業運営方針)

- ・一人ひとりの子どもの最善の利益を考慮し、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努める
- ・仏教保育に基づき、すべてのものが平等でかけがえのない生命を育んでいけるような教育・保育を行う
- ・差別や偏見がなくお互いを尊重し合える社会となるよう努力する

教育・保育の基本方針

「認めて・ほめて・はげまして」を教育・保育の三信条とする

「認めて」一人ひとりを尊重する

「ほめて」一人ひとりの成長を共によろこぶ

「はげまして」一人ひとりが自信を持てるようにかかわる

教育・保育の目標

- ・明るく (元気な子)
- ・正しく (人の話を聞ける子)
- ・仲よく (思いやりのある子)



特色ある教育・保育

仏教保育を基に保育を行います。仏教保育とは、一人ひとりがすべて「ほとけの子」であり、大切な生命を授かっている、かけがえのない人間であることから始まります。つまり、大人も子どもも、保育者も園児もすべて平等な生命を育んでいるわけです。お互いに感謝しあう姿勢こそが仏教保育の原点です。

また、乳幼児期に宗教的情操を促すことはとても大切なことです。「見つからなければ、何をしてもかまわない」「自分さえよければ」となりがちな社会の中で「いつも誰かに見守られている」「大自然の恩恵に感謝する心」を育むには、この時期こそが必要です。

こども園では「明るく・正しく・仲よく」を大切にした仏教保育、仏教行事（花まつり、盆踊り、成道会、涅槃会等）を取り入れた保育活動を行うことによってこどもたちに基本的生活規範を身につけてもらいたいと考えています。

4. 開園時間・保育教育時間



開園時間

和順こども園での開園時間は、平日 7 時～19 時まで、土曜日は 7 時 30 分から 16 時となっています。

保育・教育時間

保育を必要とする保育時間は保護者の就労状況や勤務時間等により開園時間内で決めます。
本園の設定する基本保育時間は 8 時から 16 時です。

保育時間は、標準時間認定の方は 7 時から 18 時の 11 時間の間で保育を必要とする時間、短時間認定の方は 8 時から 16 時間の間で保育を必要とする時間となります。それ以外の時間は延長保育（有料）となります。

保育時間は勤務時間等により個々に違いますが、最初の面接で定められた時間を守ってください。また、分園の 3 歳児未満のクラスはお仕事のお休み等で家庭での保育が可能な場合、お休みとなります。本園の幼児組クラス（3 歳児～5 歳児）では年齢別のカリキュラムがありますので、なるべく欠席のないようにお願いします。

勤務先の異動等により保育時間の変更を希望される時は、園長の許可を得てから変更してください。

保育標準時間認定 7：00 から 18：00

保育短時間認定 8：00 から 16：00

教育標準時間 8：30 から 15：30（1号認定こども）



こども園の休園日

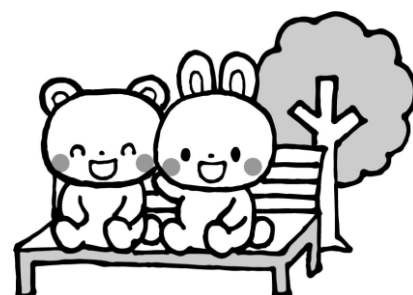
1号認定子ども

教育標準時間認定（1号認定こども）の方は、平日の決められた時間で教育・保育を行います。土曜日はお休みとなります（園の行事がある場合は参加していただきます。）

また、夏休み（8 月第 3 週の 1 週間）、冬休み（2 学期終業式翌日から 3 学期始業式前日まで）、春休み（3 学期終業式翌日から新学期始業式前日）は基本にお休みをいただきます。ただし、園の行事等がある場合は登園していただくことがあります。

2号認定・3号認定子ども

日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）です。



自由登園期間

当園は3学期制としています。2号・3号のお子様は、春休み・夏休み・冬休みは特にありませんが、保護者の休暇等でお休みの子どもが多くなる各学期の終業式と始業式の間を自由登園期間と呼んでいます。この期間は幼児組も保護者が休暇等でご家庭での保育が可能な場合はお休みとなります。

また、自由登園期間と土曜日は、異年齢児との合同保育となることがあります。

なお、この期間は登園児の予定人数により、給食の食材発注や職員配置の目安のために、事前に登園予定を確認させていただきます。食品ロスを少なくするためにもご協力をお願いします。

5. 利用定員



和順こども園本園定員 79名 (1号認定こども…9名 2号認定こども…70名)

3歳児 26名 (1号認定…3名 2号認定…23名) (たんぽぽ組2クラス)

4歳児 26名 (1号認定…3名 2号認定…23名) (うめ組)

5歳児 27名 (1号認定…3名 2号認定…24名) (すぎ組)

計 79名

和順こども園分園定員 50名

0歳児 10名 (つぼみ組)

1歳児 20名 (チューリップ組)

2歳児 20名 (れんげ組)

計 50名



※満3歳児(1号認定)を希望される方はご相談ください。

※市条例の最低基準を遵守したうえで定員を上回ることがあります。



6. 職員体制・嘱託医等



園長	1 名
主幹保育教諭	2 名
副主幹保育教諭	1 名
保育教諭	24 名（含 常勤パート 9 名）
保育助手	1 名（常勤パート 1 名）
給食 管理栄養士	1 名
調理員等	4 名（常勤パート 3 名、短時間パート 1 名）
事務	1 名
嘱託医	1 名 大木 誠（めぐみクリニック）



住所 横須賀市久里浜 1-11-7

TEL046-837-3341

嘱託歯科医	1 名 武尾絵見子（平石歯科クリニック）
-------	----------------------

住所 横須賀市佐原 1-10-5 山良ビル 1F

TEL046-834-6930

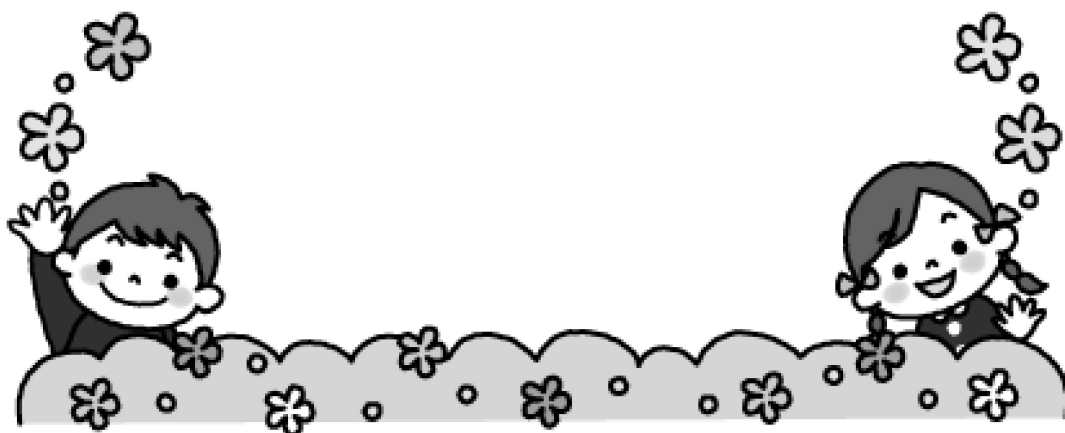
派遣学校薬剤師	1 名 吉川幸介（横須賀市学校薬剤師会）
---------	----------------------

住所 横須賀市長坂 3-3-12 （薬樹薬局横須賀）

TEL046-858-1728

嘱託事務	1 名 広瀬和幸税理士
------	-------------

（職員は、本園と分園と合わせています）



7. 入園及び退園の取り扱い



(入園許可)

- ・入園は、園長が許可する。

(入園手続)

- 1、入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。
- 2、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、子ども・子育て支援法第42条の規定により、市町村によるあっせん・要請を受けた乳幼児とする。
- 3、本園は、前項の規定において、次の各号に掲げる理由があるときを除き、これに応じるものとする。
 - (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) その他、利用するにあたって特別な事情があると認められる場合
- 4、1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を決定する。
 - (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - (2) 当園の卒園児の弟妹又は子孫の場合は、前号の次に優先して入園させる。
 - (3) 当園の所在する地域（久村町内会、八幡町内会、内川町内会等）に居住する者は、前号の次に優先して入園させる。
 - (4) その他の者は、当園の教育理念に基づき、面接により選考する。

(退園、休園)

- 1、退園又は休園しようとする者は、その保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 2、病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。



8. 和順こども園での教育・保育内容

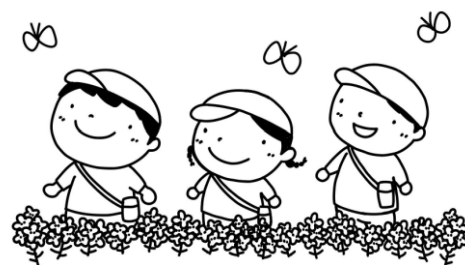


こども園とはこういうところです

- 1、 教育と保育をあわせもった施設です
- 2、 一人ひとりの子ども達の最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に子ども達を心身ともに健やかに育成するところです。
- 3、 大勢の仲間と集団生活をする事を通じて、よりよい成長発達を促すところです。
- 4、 お仕事のため、家族の病気の看護のため、出産のため等で育児できない家庭のお子さまをお預かりするところです。
- 5、 在園児だけでなく地域の子育て支援を行うところです。

0歳児 3つの視点

- ・ 健やかに伸び伸びと育つ
- ・ 身近な人と気持ちが通じ合う
- ・ 身近なものと関わり感性が育つ



満1歳以上(五領域)

健康 健康と安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。

人間関係 個人及び社会生活における望ましい習慣や態度を身につけるとともに、社会の一員としての自覚をもたせる。

環境 自然の美しさや移り変わりの法則の正しさに気づくとともに、生命の尊さにも気づかせる。

ことば 他人の話をよく聞き、よく考え自分の意思をはっきりと伝えることができる。また、聞くことの大切さを知らせる。

表現 楽しい雰囲気の中で表現する喜びを味わい、興味や能力を養う。また美しいものに感動する心を育て、自分から進んで創り出す意欲を引き出し、喜びを味わわせる。

和順こども園(本園)と和順こども園分園(分園)の連携について

本園と分園で連携して子どもたちを教育・保育をしています。

分園は0歳児から2歳児まで、本園は3歳児から5歳児までとなります。

分園在園のお子様は、年度が替わり3歳児になると本園に移行します。

本園と分園は道路をはさみ、隣り合っていますので、日頃から園庭を利用するなど、乳児と幼

兄の交流を行っていきます。

分園の保育について

基本的には、本園と分園は別々の保育を行います。土曜日等、登園するお子様が少ない場合は、本園で合同の保育を行うことがあります。

慣らし保育について

新入園の子どもたちは、初めての環境に戸惑いや不安をいだき、泣いたり食事がとれず体調を崩してしまうことがあります。こども園では、短い保育時間から徐々に慣らししていく「慣らし保育」を行なっています。この期間で、子どもは安心感と信頼感を持って新しい環境に適応できるようになります。「うちの子は大丈夫」というのは大人の考えです。無理をしないで集団に慣れていくようにしましょう。

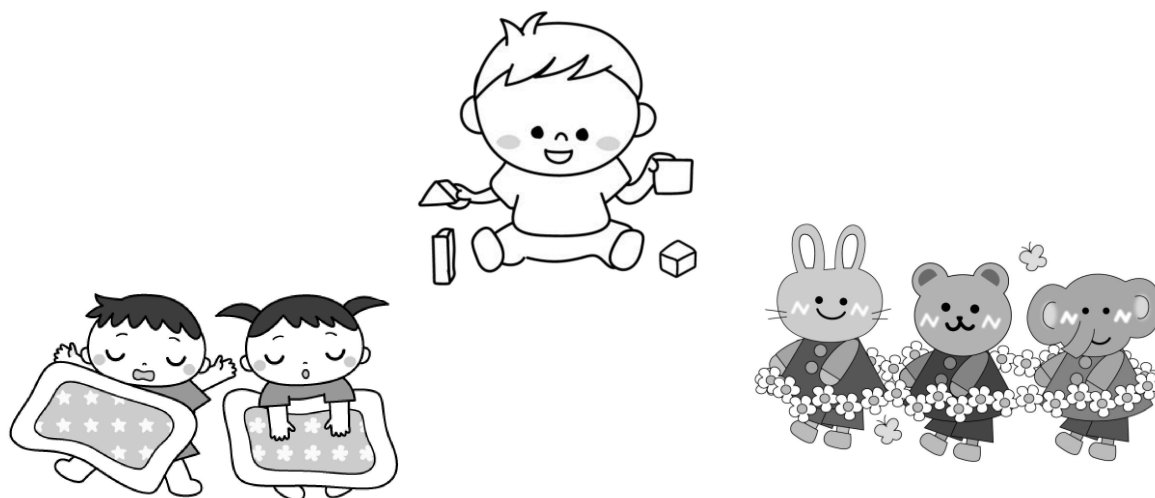
個々の家庭状況、お子様の状況によって慣らし保育の期間が異なることがあります。



9. 1日の生活プログラム



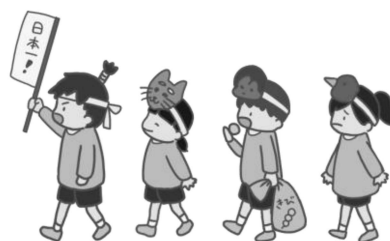
乳 児（分園）		幼 児（本園）	
時 間	保育活動	時 間	教育・保育活動
7:00～9:00	順次登園、視診 自由遊び、排泄	7:00～9:00	順次登園、視診 自由遊び、排泄
9:00～9:30	おやつ	9:00～9:30	戸外自由遊び
9:30～11:00	朝の歌と挨拶 カリキュラムによる年齢 別保育、戸外遊び、室内遊 び	9:30～10:00	礼拝、体操（冬季はマラソ ン）
11:00～12:00	排泄、手洗い、食事準備 食事 おひるね準備	10:00～11:45	朝の集まり カリキュラムによる年齢 別保育
12:00～14:30	おひるね	11:45～12:00	片付け、手洗い、排泄、食 事準備
14:30～15:00	めざめ、着替え、排泄	12:00～14:00	食事、片付け、休憩（夏期 はおひるね）
15:00～15:30	おやつ	14:00～14:55	カリキュラム別保育
15:30～16:00	帰りの集まり、室内遊び	14:55～15:20	おやつ
16:00～	順次降園、室内遊び	15:20～16:00	帰りの集まり、室内遊び
17:20～19:00	合同保育又はクラス別保育	16:00～	順次降園、室内遊び
		17:20～19:00	合同保育



10. 年間の行事予定



- 4月 入園式、花まつり、保護者会総会、創立記念日
- 5月 保護者奉仕デー（ペンキ塗り等）、園児健康診断、親子バス遠足
- 6月 園児歯科検診、幼児組（3～5歳児）保育参観、個人面談
- 7月 プール開き、七夕、盆踊り大会、すいかわり、歯科指導
- 9月 洪水時避難訓練
- 10月 運動会（2～5歳児）、保育参観・ミニ運動会（0～1歳児）、4・5歳児園外保育（くりはま花の国）、防火教室、引き渡し訓練、保育参観（2歳児）
- 11月 園児健康診断、七五三、成道会（お遊戯会）（2～5歳児）
- 12月 成道会（お遊戯会）（0～1歳児）、園児歯科検診、防犯訓練、餅つき大会
- 1月 新年会（カルタとり大会）、交通安全教室、クラス懇談会（0～2歳児）
- 2月 クラス懇談会（3～5歳児）、豆まき、ねはん会、お楽しみ会、マラソン大会
お別れ会食
- 3月 ひな祭り、保護者会総会、卒園式
- その他 毎月1回誕生会、避難訓練を行なっています。また、幼児組（3～5歳児）は年間を通して外部講師によるダンスレッスンを月2回程度行います（行事等により月のレッスン回数は変動します。）



保護者会

和順こども園の保護者の方々に活動している保護者会という組織があります。保護者会は、和順こども園の理念に基づき、職員と保護者の連携を密にして子ども達の幸せを高めることを目的としています。園の行事等に参加協力をしています。

保護者会会費 園児1人につき 4,000円／年間

行事協力日

入園式、盆踊り、運動会、成道会（お遊戯会）、卒園式などの行事では保護者にご協力をお願いすることがあります。特に、前日に準備の必要な行事では、前日の早いお迎え等のご協力や、乳児組にお休みいただく行事があります。

年度当初には年間行事予定表をお配りしますのでご協力をお願いいたします。

11. 給食



給食は、横須賀市の栄養士が作成した献立を基に当園の管理栄養士が作成し、調理員と手作り給食を行っています。

園外保育や園の行事で、年間で数回お弁当を持参していただくことがあります。

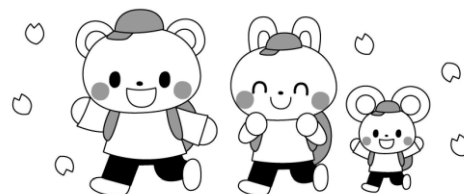
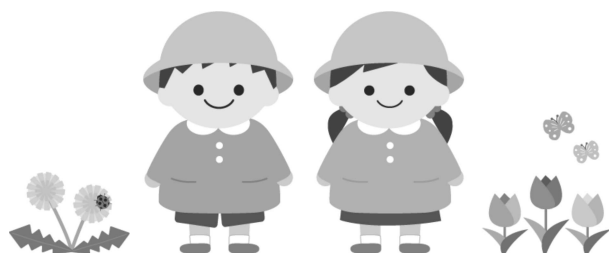
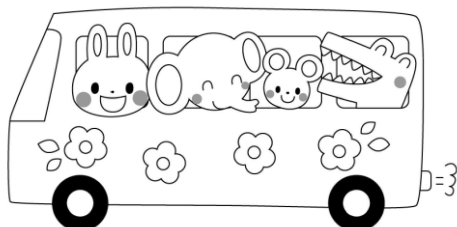
アレルギー疾患による除去食について

食物アレルギーにより除去食が必要な場合には、除去食の給食を作っています。医師による食物アレルギー診断書と、アレルギー検査の結果のコピーのもとに相談していきますので、食物アレルギーのある方はご相談ください。

12. フッ化物洗口について



当園ではうめ・すぎ組（4・5歳児）は保護者同意の上、園児に対して昼食後のフッ化物洗口を行います。虫歯菌を減らし、歯の質を強くすることを目的としています。



13. 保護者の負担について * * * * *

(1) 保育料 3歳児以上は無償、3歳未満児の保育料は横須賀市が決定します。

市が決定した保育料を園で徴収します。

金融機関からの口座引き落としでの徴収をお願いしています。

(2) 実費徴収 保育料の他に、保護者に負担していただくものとしては以下のものがあります。

	項 目	対象年齢	金 額	
①	給食費	3・4・5歳児	月額	6,000円（副食費免除の方は1,500円）
		1号認定	月額	5,000円（副食費免除の方は1,200円）
②	絵本代	全園児	年間	5,040円～5,760円
③	保育教材費			新入園児 在園児
		0歳児	年間	4,300円程度 —
		1歳児	年間	5,200円程度 2,000円程度
		2歳児	年間	9,200円程度 5,900円程度
		3歳児	年間	8,700円程度 2,000円程度
		4歳児	年間	9,300円程度 2,600円程度
		5歳児	年間	9,300円程度 2,000円程度
④	ピアノカ（ヤマハ P32E）	4・5歳児		5,800円
⑤	制服等	通園服	2～5歳児	4,500円
		通園帽子（夏）	2～5歳児	3,400円
		通園帽子（冬）	2～5歳児	3,250円
		遊び着	1～5歳児	2,350円
		リュック	全園児	4,600円
		紅白帽子	3・4・5歳児	680円
		橙黄帽子	2歳児	680円
		桃黄帽子	0・1歳児	680円
⑥	オムツ処理代	0～2歳児	月額	300円（オムツが必要なくなり次第徴収しません）

※上記のほか、園外保育（親子遠足）等、必要な実費は随時お知らせします。

※①給食費、⑥オムツ処理代、延長保育料は銀行口座からの引き落としになります。

※③、④、⑤は同型のものをお持ちの方は購入の必要ありません。

(3) 延長保育料

保育標準時間認定

	時 間	1 回 (1 人)	月上限額
①	18:01~18:30	200 円	3000 円
②	18:31~19:00	200 円	3000 円
③	① + ②	400 円	6000 円

保育短時間認定

	時 間	1 回 (1 人)
①	7:00~8:00	200 円
②	16:01~17:00	200 円
③	17:01~18:00	200 円
④	18:01~18:30	200 円
⑤	18:31~19:00	200 円
	月上限額	6,000 円

教育標準時間認定 (1 号認定)

	時 間	1 回 (1 人)
①	7:00~8:30	200 円
②	16:01~17:00	200 円
③	17:01~18:00	200 円
④	18:01~18:30	200 円
⑤	18:31~19:00	200 円
	月上限額	6,000 円



※基本として短時間認定の方が月上限まで利用するような場合は、支給認定を標準時間認定に切り替えられる可能性がありますので横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課にお問い合わせください。

※分園の園児の土曜保育は状況によって本園で行う場合もあります。

※閉園時間は平日が 19:00、土曜は 16:00 です。それ以降は 10 分毎に 300 円／人を徴収します。

14. 園での健康診断



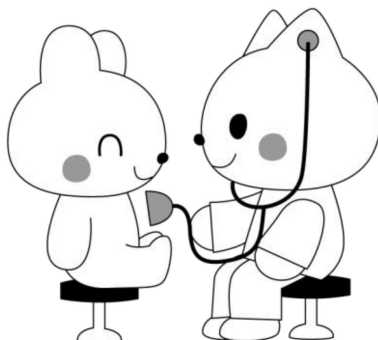
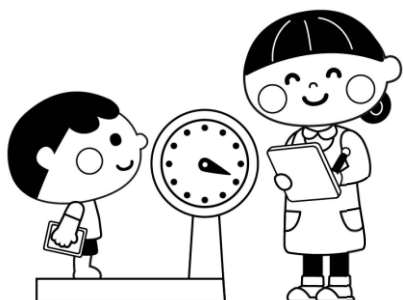
種 類	時 期	対象児
健康診断	春季・秋季	全園児
体重・身長測定	毎 月	全園児
歯科検診	春季・秋季	全園児

15. 連絡してほしいこと



- 1、遅刻・欠席の場合は、事前に、遅くとも当日の朝7:00~9:00までに連絡してください。
- 2、特別な理由でお迎えが遅くなる時には、電話連絡してください。
- 3、お迎えの方が代わるときは、前もって園に連絡してください。
- 4、お子さまが病気やケガなどの時にこども園から緊急で連絡することがあります。お仕事で出張する場合や通常と異なる場所に居られる場合は、必ず居場所と連絡先をはっきりとさせておいてください。
- 5、転居、職場変更、勤務時間の変更、家族構成の異動などは、ただちに園に届けを出してください。特に、保育時間の変更は、届出をされてからとなります。
- 6、退園の際は、できるだけ早めに申し出てください。

※無断で欠席し、2日以上保護者と連絡が取れない場合は、園児の安全を考慮し、家庭訪問をします。園児の確認が取れない場合は、横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課に連絡をし「居所不明児童」として調査することとなります。



16. 登園時・降園時の心得 ☘☘☘☘☘☘☘☘☘☘☘☘☘☘☘☘☘

- 1、登園・降園は、保護者が責任をもってください。
- 2、登園・降園は、決められた時間に送り迎えをしてください。
- 3、登園・降園時に登降園カードで打刻をしてください。本園と分園に兄弟姉妹が通われている方は、本園、分園それぞれで打刻してください。
- 4、兄弟姉妹で本園と分園に通われる方は、登園時は先ず本園で上のお子様を預けて、次に分園で下のお子様を預けるようにお願いします。
降園時は分園で下のお子様をお迎えしてから本園で上のお子様のお迎えをするようにお願いします。
- 5、登園時、健康チェックのため視診を行います。視診の際、伝達事項があれば保育教諭にお伝えください。(例 家で転んで怪我をした。昨日熱が出たが今日は平熱である。等)
- 6、排便は、登園前に自宅でするよう習慣づけましょう。
- 7、朝食をとらないで登園すると、貧血や疲労のもとになり、健康上よくありません。必ず朝食をとって登園しましょう。
- 8、自家用車で登降園される方は、園付近の道路に駐車せずに、園指定の駐車場に駐車して下さい。また、お子様の登降園がすんだら、速やかに駐車場から退きましょう。
- 9、買い物や用事は、お子さんを引き取った後、一緒に社会体験学習をするよう心がけていきましょう。

延長保育

本園は、18時01分から19時までの1時間、延長保育を行います。

標準保育時間認定の方で18時01分から19時の延長保育を利用される方は、延長保育料がかかります。

短時間保育認定の方は、基本保育時間以外の7時から8時、16時01分から19時の利用は延長保育となります。

教育標準認定の方は7時から8時30分、16時01分から19時までの利用は延長保育料がかかります。

ただし、園の行事、保護者会総会・役員会等で園児の保育が必要な場合は除きます。

延長保育は、登降園カードで管理させていただきますので登園・降園時には必ずカードで打刻をお願いします。

延長保育料

前記のとおり、標準保育時間認定の方と保育短時間認定の方では延長保育時間が異なります。延長保育を希望される方は、園独自の「延長保育利用申請書」を提出していただきます。

また、延長保育利用料金は P14 のとおりです。

駐車場について

園指定の駐車場は、お寺の駐車場（30 台くらい駐車可）と分園に 3 台の駐車場が利用できます。

- ・本園にお子さまが通われている方はお寺の駐車場をご利用ください。
- ・本園、分園にお子さまが通われている方もお寺の駐車場をご利用ください。
- ・分園にお子さまが通われる方も出来るだけ本園の駐車場をご利用ください。分園の駐車場は、3 台分しかありませんので混雑すると思います。

ただし、お寺の駐車場は、お檀家さんはもちろん、多くの方が利用します。決してこども園の人だけが利用するものではありません。

特にお盆の 7 月 13 日～15 日の 3 日間は午後 5 時頃から午後 8 時頃まではお墓参りの人で駐車場はいっぱいになります。

また、こども園の行事の際には利用できない日があります。（例えば、盆踊り、運動会等）その日は、徒歩でお越し頂くか、近隣または駅周辺の駐車場をご利用ください。

17. 服装について

2 歳児以上は園指定の制服等を着用していただきます。詳細は P13 に記載されています。

3 歳児以上は運動会、園外保育等で体操服をご用意いただきます。



18. こども園での事故

お子様のけが等には十分注意いたしますが、万が一、保育中にけがをして病院での受診が必要な場合は保護者に連絡いたします。治療は保護者の同意が必要ですのでお迎えをお願いいたします。

通院が必要な場合も、ご家庭での送迎をお願いいたします。

なお、治療費が有料の場合や通院の場合は、当園加入の保険で対応いたします。

加入保険

1、独立行政法人 日本スポーツ振興センター

こども園の管理下による負傷、疾病及びそれらを事由とした障害、死亡に対する災害給付金です。給付金額は災害共済給付制度の規定により算出されます。

2、日本保育協会 保育園総合保険

保育園児傷害保険	死亡・後遺症	120 万円
	入院	3,000 円/日
	通院	2,000 円/日
主催行事参加者傷害保険	死亡・後遺症	300 万円
	入院	4,500 円/日
	通院	3,000 円/日



19. こども園での与薬について

こども園で保育教諭が薬を与えることは、医療行為にあたるため、原則としては薬の持参は控えてもらい、与薬は保護者のもとで行っていただきたいと思います。しかし、お子様の病状管理のために、やむを得ず保育時間内に与薬が必要な場合は、保護者の依頼のもと、保護者の代理として保育教諭がお子様への与薬をすることについて、1回分の薬をお預かりします。

こども園で与薬が必要な場合は「与薬申込書」の提出が必要です。また、長期間（2週間以上）服用の必要がある場合は「与薬依頼及び承諾書」を提出してください。

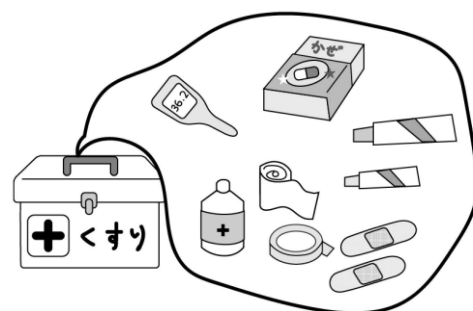
「与薬申込書」「与薬依頼及び承諾書」の用紙はこども園に常備してあります。

※与薬申込書の提出を忘れた場合は、与薬はいたしません。

1. 与薬できる薬

- (1) 慢性的な疾患（気管支喘息、アトピー性皮膚炎、抗アレルギー剤等の薬）
- (2) 風邪・胃腸炎などによる疾病の薬
- (3) 疾病により必要とされる目薬
- (4) 疾病により必要とされるぬり薬及びはり薬
- (5) その他医師より指示があった薬

※熱性けいれんなどの心配のある方は、ご相談ください。



2. 与薬できない薬

- (1) 喘息などによる吸入
- (2) 解熱剤
- (3) 「熱が出たら」「咳が出たら」「発作が始まったら」というような症状を保育教諭が判断して飲ませなければならない薬
- (4) 飲むのを嫌がったり、飲むと吐いてしまうような薬
- (5) ジュースや水に溶いたり、水薬に混ぜたりしなければ飲めない薬
- (6) 市販の薬（風邪薬、咳止め、目薬、かゆみ止めや保湿剤などのぬり薬等）

3. 注意事項

- (1) お預かりする薬は原則として1回分です。（やむを得ず投与できない場合は、そのままお返しすることもあります。ご了承ください。）
- (2) お子様には、こども園で薬を飲むことを納得させておいてください。
- (3) 薬包や薬瓶には、必ずクラス名とお子様のフルネームを記入し、複数ある場合は袋などに入れてひとまとめにして「与薬申込書」と一緒に視診の保育教諭にご提出ください。
- (4) 体調が完治せず、集団生活の中で一人だけ特別な保育を必要とする場合は与薬だけでなく基本的にはお子様のお預かりはできません。やむを得ない場合は、園にご相談ください。

※ 上記の注意事項が守られていない場合は、薬はお預かりできませんのでご了承ください。

※ 薬によっては、朝晩で服用できるものもあるようです。どうしても保育時間内に飲ませなくてはならないかを医師に確認し、可能であれば朝晩の服用にしてもらうようにご協力をお願いいたします。

20. 危機管理、非常災害時の対応について



こども園では災害時に備え、毎月1回の避難訓練を行っています。火災の避難訓練は、本園と分園で別の日に行い、地震の避難訓練は、本園と分園と同日に行います。

また、年1回防犯訓練と洪水時避難訓練を行います。

○災害発生時において子ども達の安全を確保し、保護者に引き渡すまで安全に過ごすことができるよう努めています。

○保育中、突発的な災害などが発生した場合、ただちにお迎えをお願いしますが、様々な状況（交通機関の乱れ、津波の警報等）が想定されます。全園児を引き渡しするまで保育は行います。

○首都圏直下型・東海地震・南海トラフ地震等大規模災害の予知情報及び注意情報等の自然災害情報がでた場合は、こども園は臨時休園となることもあります。

○台風等の自然災害で、公共交通機関が全面不通や河川の氾濫等が想定される場合は、登園の自粛又は休園とすることがあります。

【災害発生時の連絡について】

災害は、地震（津波）、火事、台風（水害）など様々なものが想定されます。いずれの場合も電話などの連絡が取りづらくなると思います。災害発生時には、連絡をせずに直接お迎えをお願いいたします。

ただし、こども園からは、子ども達の安否状況をいち早く伝えたいと思っています。

災害時または災害発生前に、緊急メール連絡網で、災害状況、子供たちの状況、施設の状況、避難状況等の情報を伝えます。

また、どうしても連絡が取れない場合は、こども園に避難状況（避難場所等）を掲示します。

※入園時に緊急メール連絡網に、メールアドレス登録をしていただきます。

【避難場所】

地震、津波、火事など災害の状況によって避難場所が変わることがあるかもしれませんが基本的には、第1避難場所はこども園園庭（海拔3メートル）となります。

津波、水害が予想される場合は、第2避難所として、こども園上段駐車場（海拔6メートル）に移ります。

5メートル以上の津波が予想される場合は、その時の状況により、こども園上段駐車場から久村方面の高台、または、園舎屋上（海拔13メートル）に避難します。

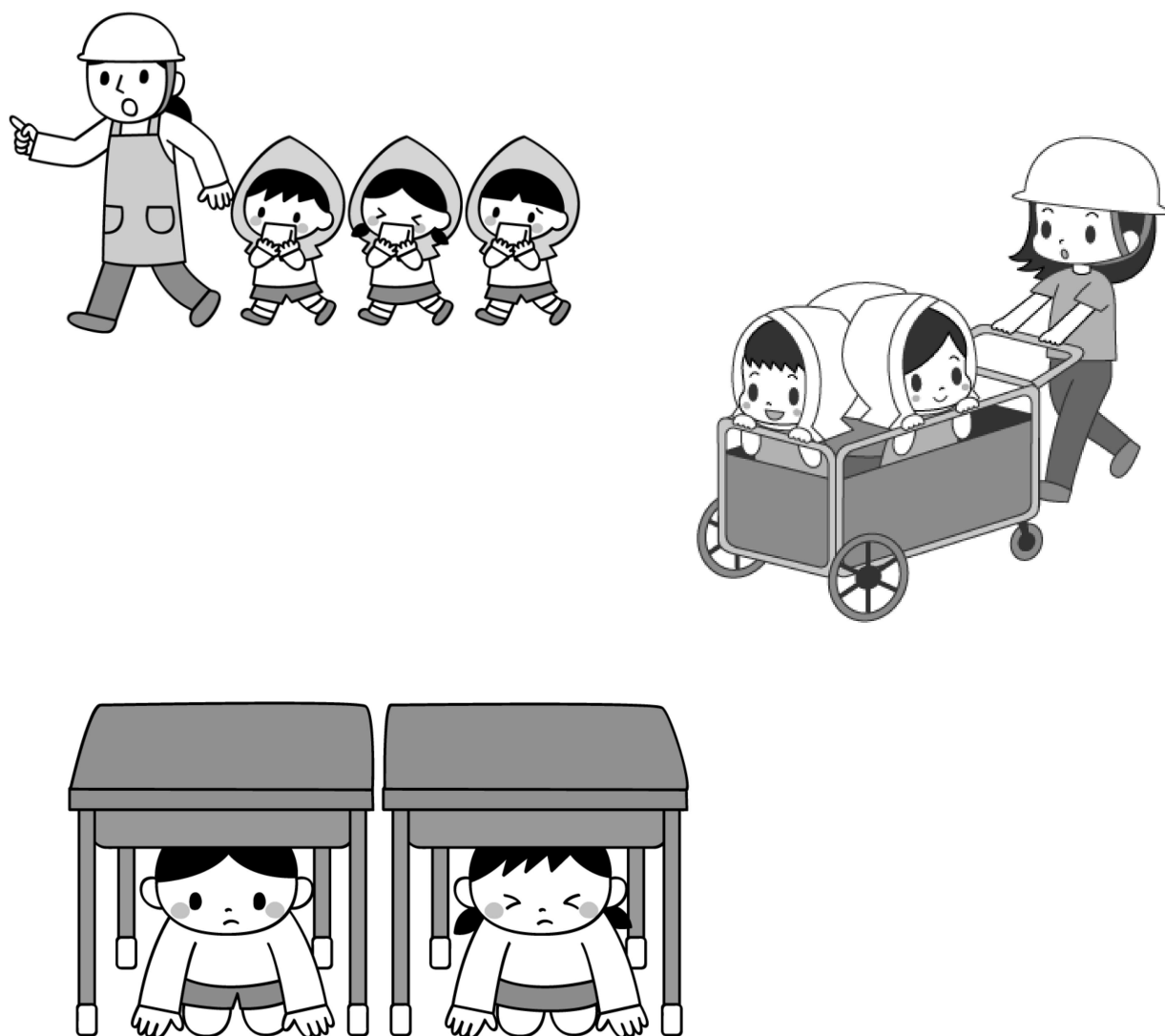
※当地域の広域避難場所は久里浜中学校です。ただし、津波警報発生の場合は避難所には向かいません。

【引き渡し時】

実際に、災害が発生した時点で（特に、地震・台風）、勤務先からこども園まで迎えに来られない状況が考えられます。こども園では、保護者または事前に保護者からの依頼を受けた人以外にはお子様をお渡しすることはできません。

安全に全園児の引き渡しを終了するまでこども園でお預かりします。

園では年1回の引き渡し訓練を行います。



【大地震発生時】

〈大地震(震度5弱以上)発生〉

緊急避難メールを送信します。

時間帯	園 児 の 動 き	保 護 者 の 動 き
登園時	・ 安全が確保されるまで登園しない	
保育中	・ 安全な場所に避難する ・ 揺れがおさまったら防災頭巾をかぶり、身を守る ・ 避難できる体制をとり、保護者の迎えを待つ	・ 電話はせずに危険のない状況でこども園に迎えに来る。(交通機関が動かない、迎えに来る道中が危険な場合は無理をしない) ・ こども園では職員の指示に従う ・ 翌日以降は確認をしてから登園をする

〈警戒宣言・地震注意情報発令〉

緊急メールを送信します。

時間帯	園 児 の 動 き	保 護 者 の 動 き
登園時	・ 安全が確保されるまで登園しない	
保育中	・ 防災頭巾をかぶり、身を守る ・ 避難できる体制をとり、保護者の迎えを待つ	・ 電話はせずに直ちにこども園に迎えに来る ・ こども園では職員の指示に従う ・ 翌日以降は解除されるまで登園しない

【広域避難場所】

こども園で、子ども達の安全や食料確保が困難になった場合に広域避難所に避難する場合があります。

広域避難場所： 久里浜中学校（災害の状況によりこちらに避難します）

21. 保健・衛生



1. 身体はいつも清潔にしてください。(特に頭髪、爪に注意)
2. 登園前には、必ず健康状態を確かめてください。病気の場合は園ではお預かりする事できません。

例えば イ. 発熱の時 (37 度 5 分以上)

ロ. 下痢、嘔吐の激しい時

ハ. 伝染病、感染症及び感染性の病気の時

ニ. その他 顔色、身体の症状が著しく悪い時

早期発見、早期治療が大切です。集団の中ですので、他に迷惑をかけないように注意しましょう。

3. 園で発病した場合は連絡をしますので、至急お迎えに来てください。
緊急時にお迎えできるように事前に家族、職場等でご相談ください。
4. 体調が完治せず、集団生活の中で一人だけ特別な保育を必要とする場合は、基本的にはお子様のお預かりはできません。やむを得ない場合は、園にご相談ください。
5. 伝染病、感染症及び感染性の病気については、医師の許可があるまで出席停止となります。
医師の「意見書」又は「登園届」(保護者記入)の証明を園に提出してから登園となります。
登園できる旨の証明がない場合は登園できません。
届出用紙は園にあります。また、感染疾病表は次ページを参考にしてください。
6. 医師の証明があっても、こども園は集団生活であるため、症状によっては登園をご遠慮いただく場合もありますのでご了承ください。



感染疾病表

●医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること（乳幼児の場合）
新型コロナウイルス	発症後5日間が特に感染リスクが高い	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		医師による感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること

注 ○医療機関によっては、「医師の意見書」が必要ない場合や有料になる場合があります。その際、当園では医師の判断を優先いたしますので、園にその旨をお伝えください。

○類似の感染症にかかった場合は、園にお知らせください。

●医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や手足・口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウィルス性胃腸炎（ノロ、ロタ等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウィルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウィルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
アデノウイルス感染症 （咽頭結膜炎、流行性角結膜炎を除く）	アデノウイルス感染による症状は、風邪症状・嘔吐・下痢・咳等多岐にわたります。登園の目安は症状によって様々ですので医師に相談して登園可能日をご確認ください。	

●その他の感染症

伝染性膿痂疹・皮膚化膿症（とびひ）		皮疹が乾燥しているか湿潤部位が被覆できる程度のものであること
伝染性軟属腫（水いぼ）		掻き壊し傷から浸出液が出ている時は被覆すること

注 ○部位や症状により保育活動（プール遊び等）に支障をきたす場合は、活動を遠慮して頂くことがあります。

○なお、法定伝染病の場合は、本人はもちろんですが、家族、近所に発生した場合でもすぐに届け出てください。

※厚生労働省のガイドラインを参考にして、感染が広まらないように園独自で作成しています。

22. 園や保育教諭に疑問や要望があるとき

よりよい保育を目指して努力していきませんが、少しでも疑問・ご要望があるときは、「ご意見・ご要望窓口」主幹保育教諭にご相談ください。口頭で言い難い場合は、文書にてお伝えください。

「ご意見・ご要望窓口」 主幹保育教諭



「ご意見・ご要望解決責任者」 園長



「第三者委員」神奈川県保育会 保育園利用者相談室（電話 045-752-7711）

が解決に努めさせていただきます。

行政への問い合わせ 横須賀市民生局福祉こども部 子育て支援課 （電話 046-822-8224）

23. 個人情報保護の方針

当園では、園児及び保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

（基本理念）

1、当園では、『個人情報保護法』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識して、その適正な取り扱いを図ることとします。

（個人情報の利用目的）

2、当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および『教育・保育要領』が示している、こども園の教育・保育の円滑な実施（園だより、記録写真、記録ビデオ、ホームページ・ブログによる保育の紹介、個人記録、クラスだより、出席簿、緊急連絡網、連絡帳、アンケート、ロッカー・掲示物等の名前、保護者会、名札、運動会・遊戯会等行事による名前の読み上げ、卒園者名簿）以外の目的で使用することはありません。

（個人情報の第三者への提供）

3、当園では、『個人情報保護法』第 23 条第 1 項に規定されている各号に該当されている場合

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の第 27 条各号を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

＜個人情報保護法第 23 条＞

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ・国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

＜特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 第 27 条＞

- ・特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ・特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（個人情報の管理）

- 4、当園では、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩、滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実に速やかに消去するものとします。

（個人情報の開示・訂正・利用停止・消去）

- 5、当園では、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。

(個人情報保護体制の継続的改善)

6、当園は、「個人情報保護の方針」を実行するために、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、また継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

24. 子育て支援について



一時預かり保育事業

通院、介護、冠婚葬祭等でお子様の保育に困ったとき、一時的にお子様をお預かりします。

申込制で初回利用時に登録をしていただきます。

対象年齢	1歳児から就学前まで（その年の4月2日現在の満年齢）		
利用定員	1,2歳児	最大 3名／日	3歳児以上 最大10名／日
保育時間	原則として8時30分から午後5時まで ※土曜日の一時預かりは行なっていません ※園の行事等で一時預かりが出来ない日もあります。		
利用料金	1・2歳児	1時間500円	
	3歳以上児	1時間350円	
給食費	1食250円		



子育て相談

子育てでお困りの方の相談を受け、援助及び保育サービスの連絡調整を行います。

担当 主幹保育教諭 電話番号 046-835-6556

こども園は、複数のお子様が共同で生活する場です。

そのため、全体の保育の安全を維持・向上させていくには保護者の皆様のご協力が欠かせません。

この点をご理解のうえ、本園在園中は、表記事項についてご協力頂きますようお願い申し上げます。



与薬依頼及び承諾書（保護者記入用）

令和 年 月 日

和順こども園園長

園児氏名： _____（男・女）

生年月日：平成・令和 年 月 日生まれ

連絡先：Tel _____

治療のため、保護者の代理として保育教諭が本児に下記の薬を与えることを依頼します。

なお、与薬の実施についての一切の責任は、保護者にあることを承諾します。

保護者氏名： _____ ㊞

（自署の場合㊞省略）

医療機関名	
医師名	
処方対象病名	
服用すべき薬剤名	
与える時間	食前 ・ 食後 ・ 食間 ・ その他（ ）
与え方	定時（ 時）・ 発作時・ その他（ ）
薬の保管方法	常温 ・ 冷蔵 ・ その他（ ）
服用を中止すべき 条件など特筆すべ き注意事項	

使 用 日	/	/	/	/	/	/	/	/
受領サイン								
保管サイン								
与薬サイン								
使 用 日	/	/	/	/	/	/	/	/
受領サイン								
保管サイン								
与薬サイン								
使 用 日	/	/	/	/	/	/	/	/
受領サイン								
保管サイン								
与薬サイン								
使 用 日	/	/	/	/	/	/	/	/
受領サイン								
保管サイン								
与薬サイン								
使 用 日	/	/	/	/	/	/	/	/
受領サイン								
保管サイン								
与薬サイン								
使 用 日	/	/	/	/	/	/	/	/
受領サイン								
保管サイン								
与薬サイン								

長 与薬申込書（長期用）

治療のため、保護者の代理として保育教諭が本児に下記の薬を与えることを依頼します。
なお、与薬の実施についての責任は、保護者にあることを承諾します。

保護者氏名 自署

緊急連絡先(TEL)

組名	組	園児名	
医療機関	「与薬依頼及び承諾書」に記載のとおり		
処方対象病名	同上		
薬剤名	同上		
時間	食前・食後・食間・その他（ ）		

こども園記入欄	受取保育教諭名
---------	---------

短 与薬申込書（短期用）

治療のため、保護者の代理として保育教諭が本児に下記の薬を与えることを依頼します。

なお、与薬の実施についての責任は、保護者にあることを承諾します。

令和 年 月 日

保護者氏名 自署

緊急連絡先(TEL)

組名	組	園児名	
医療機関			
処方対象病名			
薬剤名	同		
時間	食前・食後・食間・その他（ ）		

こども園記入欄	受取保育教諭名
---------	---------